

国民健康保険税 課税限度額の引き上げ

課税限度額

納税義務者1世帯に課税される
年間税額の上限額

国民健康保険税には、課税限度額として年間税額の上限額が定められていますが、後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げを行いました。

	課税限度額	算定の対象
医療給付費分	65万円	全ての被保険者
後期高齢者支援金分	22万円から24万円に引き上げ 24万円	全ての被保険者
介護納付金分	17万円	40歳～64歳の被保険者

国民健康保険税 納付は原則口座振替

三重県の国民健康保険運営方針により当町では、令和6年4月から国民健康保険税の納付は口座振替が原則となりました。口座振替での納付にご理解とご協力をお願いします。

※年金天引き（特別徴収）の方や口座振替による納付が困難な方は除きます。

国民健康保険に新規加入する世帯の方

加入手続の際に、口座振替の申し込みを併せて行ってください。

現在、納付書で納めている方

口座振替への切り替えをお願いします。

国民健康保険税 住民税の申告が必要

国民健康保険税の軽減を受けるための手続きは不要ですが、住民税の未申告者がいる世帯は軽減の判定が行えず、軽減の適用を受けることができません。所得がない場合でも、世帯主および被保険者全員の申告が毎年必要です。ただし、4月1日時点で18歳未満の方や家族の扶養親族となっている方の申告は不要です。

国民健康保険税 保険税率の変更

県内の保険料水準の統一と国民健康保険財政の安定運営を目的として、税率を以下のとおり変更しました。

税率比較表	改正前 令和5年度	改正後 令和6年度	増減	標準保険料率 令和6年度	
医療給付費分	所得割	5.80%	6.10%	0.30%	7.17%
	資産割	12.20%	10.10%	-2.10%	—
	均等割	27,200円	31,200円	4,000円	30,371円
後期高齢者支援金分	所得割	23,200円	22,100円	-1,100円	20,196円
	資産割	1.90%	2.30%	0.40%	3.03%
	均等割	9,100円	11,700円	2,600円	12,538円
介護納付金分 (40～64歳の方のみ)	所得割	7,200円	8,200円	1,000円	8,337円
	資産割	4.30%	3.50%	-0.80%	—
	均等割	9,900円	13,100円	3,200円	12,810円
介護納付金分	所得割	1.70%	2.00%	0.30%	2.46%
	資産割	4.40%	3.60%	-0.80%	—
	均等割	6,100円	6,300円	200円	6,332円

世帯構成を考慮したモデルケースによる各家庭の税額計算例などは、広報こもの令和6年3月号または町ホームページでご確認ください。



孤野町 HP

国民健康保険税 保険税軽減判定基準額の見直し

国民健康保険税には、前年中の世帯内の所得合計が一定基準以下である場合、均等割（1人当たり課税）と平等割（1世帯当たり課税）が減額される措置があります。今回の改正では、物価上昇の影響で軽減世帯の範囲が縮小しないよう、5割軽減および2割軽減の軽減基準を見直しました。

	改正後 軽減判定基準額
7割軽減基準額	43万円 +10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※1} - 1) ^{※2} 29万円から29.5万円に引き上げ
5割軽減基準額	43万円+29.5万円×被保険者数 ^{※3} +10万円×(年金・給与所得者 ^{※1} の数 - 1) ^{※2} 53.5万円から54.5万円に引き上げ
2割軽減基準額	43万円+54.5万円×被保険者数 ^{※3} +10万円×(年金・給与所得者 ^{※1} の数 - 1) ^{※2}

※1 給与収入が55万円を超える方、または公的年金等の収入額が65歳未満の場合は60万円を超える方、65歳以上の場合は125万円を超える方
 ※2 ()内は、世帯の年金給与所得者の数が2人以上の場合のみ適用
 ※3 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含む

後期高齢者医療制度 被保険者証の更新



新しい被保険者証（若草色）を簡易書留で送付します。7月31日までは現在お持ちの被保険者証（ピンク色）、8月1日からは新しい被保険者証（若草色）をご使用ください。ピンク色の被保険者証は、8月1日以降に役場本庁または各地区コミュニティセンターへ返却するか、個人情報の取り扱いに注意して破棄してください。



後期高齢者医療制度 保険料均等割額の軽減

基準日^{※1}における前年中の世帯内の所得合計が一定基準以下である場合、均等割（1人当たり課税）が減額される措置があります。

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	均等割の軽減割合	軽減後の金額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} - 1) ^{※3} 以下	7割	14,670円
43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} - 1) ^{※3} 以下	5割	24,451円
43万円+54.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} - 1) ^{※3} 以下	2割	39,122円

※1 軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で判定（4月2日以降に資格を取得したときは、取得した日）
 ※2 年金・給与所得者とは以下の1～3のいずれかに該当する方
 1 給与収入が55万円超
 2 65歳未満（前年12月31日時点）で公的年金等の収入が60万円超
 3 65歳以上（前年12月31日時点）で公的年金等の収入が125万円超
 ※3 ()内は世帯の年金給与所得者の数が2人以上の場合のみ適用
 ※65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
 ※事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。
 ※後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険（協会けんぽ等）の被扶養者であった方は、均等割額が資格取得から2年間で5割軽減され、所得割は課されません。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方（7割軽減）が優先されます。

後期高齢者医療制度

- INFORMATION -

国民健康保険税

令和6年度 改正点をお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料や被保険者証の更新などについてお知らせします。また、国民健康保険税の税率変更や軽減判定基準額、課税限度額の改正などについてもお伝えします。

- 後期高齢者医療制度に関する問い合わせ
▶ 住民課 保険年金係 TEL 391-1121 FAX 394-3423
- 保険税の算定に関する問い合わせ
▶ 税務課 町民係 TEL 391-1117 FAX 391-1191

後期高齢者医療制度 保険料の計算方法

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して、保険料率を今後2年間の被保険者数および医療給付費（医療費から自己負担分を除いた額）の推計等を基に計算します。保険料額と納付方法は、7月中旬に町から送付する保険料納入通知書等をご確認ください。なお、令和6年度の保険料の計算は、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日）の所得を用います。

令和6・7年度年間保険料額 = 均等割額 48,903円 + 所得割額 (被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等^{※1}) × 9.82%^{※3}

※1 令和6年度は73万円（対象被保険者は以下のとおり）
 1 令和6年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方
 2 令和6年度中に障害認定を受け、後期高齢者医療制度の被保険者である方
 ※2 総所得金額等は以下にご留意ください。
 ▶ 各収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額は含まれますが、退職所得は含まれません。
 ▶ 遺族年金や障害年金は収入に含みません。
 ▶ 各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は、適用されません。
 ※3 令和6年度は旧ただし書き所得58万円以下の場合には9.07%